

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 (JIS C9335-1 (以下、第1部) の規定による。) 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び/又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.101  10.102  箇条22 22.102	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条10 入力及び電流 10.101 タイプ0 バッテリーチャージャの直流出力電圧は42.4 V を超えてはならない。タイプ1 バッテリーチャージャの直流出力電圧は120 V を超えてはならない。タイプ2 バッテリーチャージャの直流出力電圧は250 V を超えてはならない。 10.102 タイプ0 バッテリーチャージャ及びタイプ1 バッテリーチャージャの場合、出力電流の算術平均値は、定格直流出力電流の+10%を超えてはならない。 タイプ2 バッテリーチャージャの場合、出力電流の算術平均値は、定格直流出力電流の+10%を超えてはならない。 箇条22 構造 22.102 トレーラハウス及び類似の車両の中に据え付けるバッテリーチャージャは、支持台に確実に固定できる構造	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書 AA  箇条 10 10.101 箇条 22 22.201  箇条 25 25.1	でなければならない。 附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ このバッテリーチャージャは、30V 以下の安全特別低電圧 の直流出力を持ち、かつ、定格出力は 50VA 以下でな ければならない。 箇条 10 入力及び電流 10.101 出力電圧は、42.4 V ピークを超えてはならない。 箇条 22 構造 22.201 バッテリーチャージャは、単一の定格電圧又は定格 電圧範囲をもたなければならない。出力電圧を手動で調 節する手段を組み込んではならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.1 バッテリーチャージャは、差込プラグ付きの電源コー ド、又はコンセントに直接差し込むピンを備えていな ければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有 する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状 態の発生を防止するとともに、発生時にお ける被害を軽減する安全機能を有するよう 設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、 及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的 損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければな らない。	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条7 7.1	箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 特定用途のための絶縁変圧器には、次を表示しなければならない。 - 製造業者又は責任のある販売業者の名称、商標又は識別表示 - モデル名又は形式	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.16 箇条23 23.3 箇条25 25.14 箇条31	箇条22 構造 22.16 自動式巻取り機構は、耐久試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条31 耐腐食性（第1部の規定による。） 腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防腐食対策を十分に施さなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条29	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	した安全設計	は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		29.2 附属書 AA 箇条 6 6.2 6.201 箇条 7 7.12	29.2 屋外用を意図したバッテリーチャージャは、汚損度 3 を適用する。 附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ 箇条 6 分類 6.2 屋外用のバッテリーチャージャは、水の有害な浸入に対して、IPX7 以上でなければならない。 6.201 バッテリーチャージャの外郭は、外来固形物の侵入に対する保護に関して、IP3X 以上でなければならない。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 － 注意：8 歳以上の子供だけに、バッテリーチャージャの使用を認める。子供がバッテリーチャージャを安全な方法で用いるように十分な指示を与え、また、これが玩具ではなく、これで遊んではならないことを説明する。等	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 25 25.7	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 天然ゴムの電源コードは、屋内用を意図したバッテリーチャージャを除き、車両用バッテリーを充電するためのバッテリーチャージャに用いてはならない。 低温での使用を意図するバッテリーチャージャの電源コー	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ドは、オーディナリーポリクロロブレンシース付きコードと同等以上の特性をもっていなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。  一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当  □非該当	箇条 8  8.1   附属書 AA 箇条 8  8.1.1	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。  箇条 8 充電部への接近に対する保護  8.1 42.4V を超える出力電圧をもつバッテリーチャージャは、バッテリーの取付け又は取外しの間、バッテリー又はバッテリーチャージャの充電部との接触について、確実に保護しなければならない。  附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ 箇条 8 充電部への接近に対する保護  8.1.1 外郭の部品を取り外すために工具を用いた後であっても、充電部又は基礎絶縁だけで充電部から分離した金属部分への接近が可能であってはならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当  □非該当	箇条 13  箇条 16 箇条 22  22.5	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。）  箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。）  箇条 22 構造  22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。（第 1 部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条27	箇条 27 接地接続の手段（第 1 部の規定による。） 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス 0I 機器及びクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11  箇条 13  箇条 14  箇条 16 箇条 17  箇条 19	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。  箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。）  箇条 14 過渡過電圧（第 1 部の規定による。） 機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。  箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第 1 部の規定による。） 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は規定する値を超えてはならない。  箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は規定する値を超えてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条29	箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。）	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11  箇条 19  箇条 30 30.2	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。  箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。  箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 AA 箇条 11 11.8  箇条 17  箇条 19 19.13	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ 箇条 11 温度上昇 11.8 規定の検査プローブが接触する表面の温度上昇は、規定の値を超えてはならない。 箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 規定の検査プローブが接触する部品の温度上昇は、規定の値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転 19.13 規定の検査プローブが接触する部分の温度上昇は、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					規定の値を超えてはならない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当  □非該当	箇条20  20.1  20.2  箇条22  22.14  22.15  箇条23  23.1  箇条25  25.9	箇条20 安定性及び機械的危険  20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上 又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていな ければならない。（第1部の規定による。）  20.2 機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切 に保護するように配置されているか、又は外郭で囲って いなければならない。（第1部の規定による。）  箇条22 構造  22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に 危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があ ってはならない。（第1部の規定による。）  22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類す るものは滑らかでなければならない。（第1部の規定によ る。）  箇条23 内部配線  23.1 配線路は、滑らかでなければならない。（第1部の規 定による。）  箇条25 電源接続及び外部可とうコード  25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角 に接触してはならない。（第1部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当  □非該当	箇条 21 21.101  21.102  附属書 AA 箇条 21 21.201	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 規定の質量以下の埋込形以外のバッテリーチャージャは、規定の自然落下試験後、損傷が生じてはならない。 21.102 トレーラハウス及び類似の車両の中に据え付けるバッテリーチャージャは、それらに加わるおそれがある振動に耐えなければならない。 附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ 箇条 21 機械的強度 21.201 バッテリーチャージャは、規定の振り子ハンマ試験及び自然落下試験後、損傷があつてはならない。	
第 十 二 条	化学的危険源 による危害又 は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当  □非該当	箇条 19   箇条 22 22.22  22.23  22.41	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第 1 部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第 1 部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込ん	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条32	ではない。(第1部の規定による。) 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部の規定による。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部の規定による。)  機器は、有害な放射線を発生してはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.7 19.9 箇条22 22.40 22.49	箇条19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。(第1部の規定による。) 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第1部の規定による。) 箇条22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第1部	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.50 22.51 箇条30 30.2.3	の規定による。) 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第1部の規定による。) 22.51 機器上には、機器が遠隔操作作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。) 箇条30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19  箇条20 20.2	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。(第1部の規定によ	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11  19.11.4  箇条 29	箇条 19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。） 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示さ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.4	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.4 バッテリーチャージャが異なる定格直流出力電圧に調節が可能な場合、調節した出力電圧を明確に認識できな	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		れるものとする。		附属書 AA 箇条7 7.14	なければならない。 附属書 AA 子供が用いるバッテリーチャージャ 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 バッテリーチャージャに表示する記号の高さ、文字の高さは規定の値以上でなければならない。	
第二十 条第 1 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-
第二十条第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29:2019 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-